

陸上自衛隊美唄駐屯地

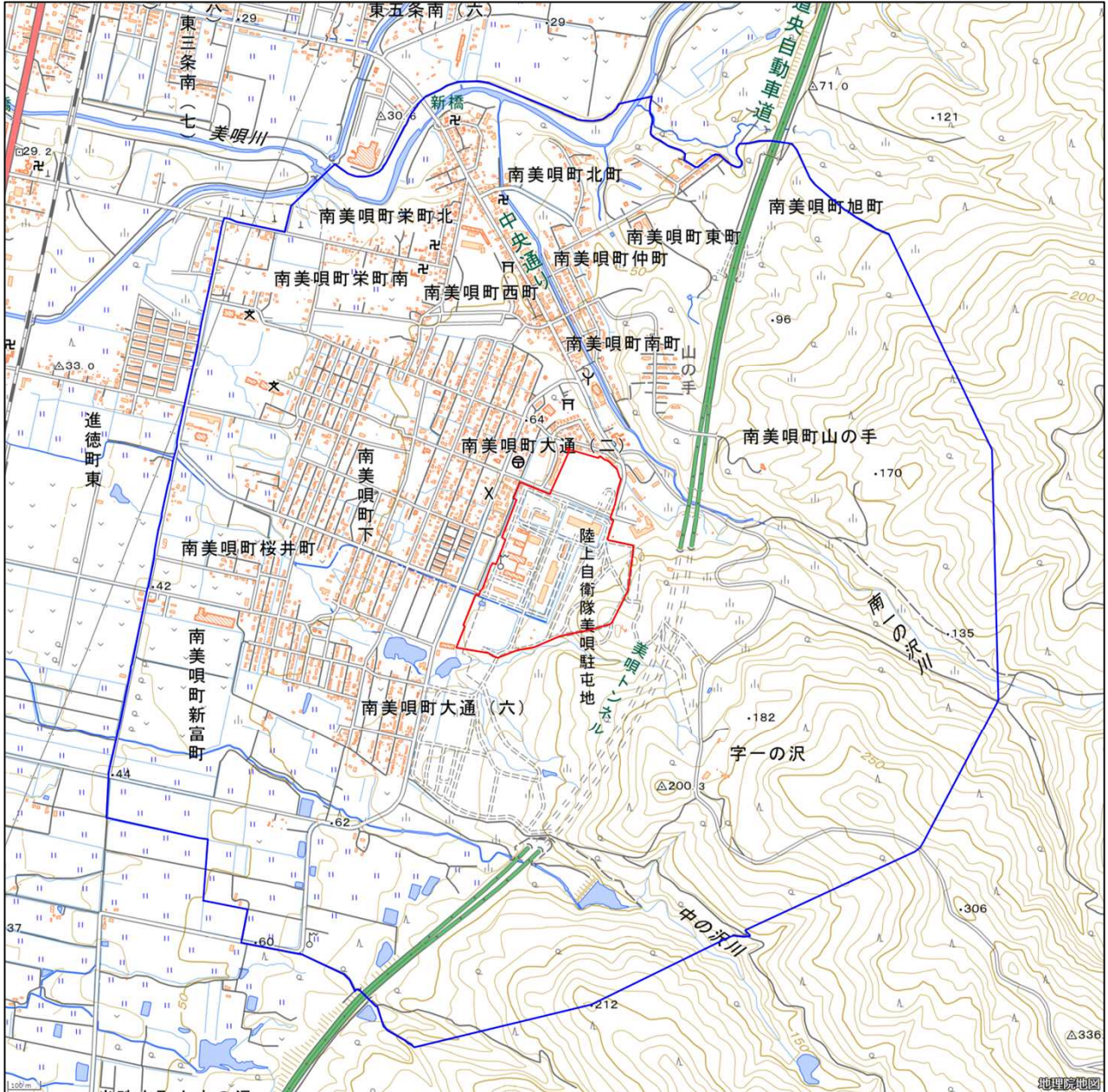
対象防衛関係施設 の所在地	北海道美唄市	南美唄町上一条四丁目
対象防衛関係施設 の区域	北海道美唄市	南美唄町上（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	北海道美唄市	共練町東（次の図面に示す部分に限る。）、光珠内町上中の沢（次の図面に示す部分に限る。）、進徳町東（次の図面に示す部分に限る。）、東五条南六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、東六条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、東七条南六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町旭町（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町大通り一丁目から七丁目まで、南美唄町上、南美唄町上一条二丁目及び三丁目、南美唄町上二条一丁目及び二丁目、南美唄町北町、南美唄町栄町北（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町栄町南、南美唄町桜井町、南美唄町下一条一丁目から七丁目まで、南美唄町下二条一丁目から七丁目まで、南美唄町下三条一丁目から七丁目まで、南美唄町下四条一丁目から六丁目まで、南美唄町下五条一丁目から六丁目まで、南美唄町下六条一丁目及び三丁目から六丁目まで、南美唄町下七条二丁目から四丁目まで及び六丁目、南美唄町下八条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下九条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下十条一丁目、二丁目及び四丁目から六丁目まで、南美唄町下十一条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十二条二丁目から五丁目まで、南美唄町下十三条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十四条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十五条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十六条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十七条一丁目から三丁目まで、南美唄町下十八条二丁目及び三丁目、南美唄町新富町、南美唄町中央通り一丁目から六丁目まで、南美唄町仲町、南美唄町西町、南美唄町東町（次の図面に示す部分に限る。）、南美唄町南町並びに南美唄町山の手（次の図面に示す部分に限る。）並びに共練町東、光珠内町上中の沢、進徳町東、東五条南六丁目及び七丁目、東六条南六丁目、東七条南六丁目、南美唄町旭町、南美唄町大通り一丁目から七丁目まで、南美唄町上、南美唄町上一条二丁目及び三丁目、南美唄町上二条一丁目及び二丁目、南美唄町北町、南美唄町

栄町北、南美唄町栄町南、南美唄町桜井町、南美唄町下一条一丁目から七丁目まで、南美唄町下二条一丁目から七丁目まで、南美唄町下三条一丁目から七丁目まで、南美唄町下四条一丁目から六丁目まで、南美唄町下五条一丁目から六丁目まで、南美唄町下六条一丁目及び三丁目から六丁目まで、南美唄町下七条二丁目から四丁目まで及び六丁目、南美唄町下八条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下九条一丁目、二丁目及び六丁目、南美唄町下十条一丁目、二丁目及び四丁目から六丁目まで、南美唄町下十一条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十二条二丁目から五丁目まで、南美唄町下十三条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十四条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十五条一丁目、二丁目、四丁目及び五丁目、南美唄町下十六条一丁目から五丁目まで、南美唄町下十七条一丁目から三丁目まで、南美唄町下十八条二丁目及び三丁目、南美唄町新富町、南美唄町中央通り一丁目から六丁目まで、南美唄町仲町、南美唄町西町、南美唄町東町、南美唄町南町並びに南美唄町山の手以外の次の図面に示す地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。
- 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

# 陸上自衛隊美唄駐屯地周辺地域 (北海道美唄市南美唄町上一条4丁目)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

